

東大和市子ども・若者未来プラン 《令和7年度実施状況報告書》

第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画
第2期東大和市次世代育成支援行動計画



目次

I 計画の進行管理	…1ページ
II 令和7年度実施状況報告書	…2ページ
II-I 第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画	
1. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	…6ページ
保育園、幼稚園等事業	
(1) 1号認定(3～5歳・幼児期の学校教育のみ)	
(2) 2号認定(3～5歳・保育の必要性あり)	
(3) 3号認定(0歳・保育の必要性あり)	
(4) 3号認定(1歳・保育の必要性あり)	
(5) 3号認定(2歳・保育の必要性あり)	
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	…9ページ
1 時間外保育事業(延長保育事業)	
2 放課後児童健全育成事業	
(1) 学童保育所運営事業	
(2) 放課後子ども教室	
3 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)	
4 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	
5 一時預かり事業	
(1) 幼稚園・認定こども園による一時預かり事業	
(2) 保育園等による一時預かり事業(緊急一時保育事業含む)	
6 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	
7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
8 利用者支援事業	
(1) 特定型	
(2) こども家庭センター型	
9 妊婦健康診査事業	
10 乳児家庭全戸訪問事業	
11 養育支援訪問事業	
12 要保護児童対策地域協議会運営事業(子ども家庭支援センター運営事業)	
13 実費徴収に係る補足給付を行う事業	

14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- (1) 新規参入施設等への巡回支援
- (2) 認定こども園特別支援教育・保育経費
- (3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事

15 産後ケア事業

16 妊産婦等包括相談支援事業

17 子育て世帯訪問支援事業

18 児童育成支援拠点事業

19 親子関係形成支援事業

20 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

3.教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 …22ページ

- (1)認定こども園の普及に係る基本的考え方
- (2)質の高い教育・保育の提供に向けた取組
- (3)小学校教育と円滑な接続連携

4.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 …23ページ

5.基本指針に基づく任意記載事項 …24ページ

- 1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携
 - (1)児童虐待防止の充実
 - (2)母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
 - (3)障害児施策の充実等

Ⅱ-Ⅱ 第2期東大和市次世代育成支援行動計画 …26ページ

基本目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

基本目標2 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を支えます

基本目標3 地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組みます

I 計画の進行管理

進捗状況の管理

- 「第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期東大和市次世代育成支援行動計画」については、庁内関係各課において、具体的な内容を毎年度ごとに点検・評価し、対象事業等の実施状況を国の基本方針に基づいて公表します。
- 計画期間中の進行管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の附属機関である「東大和市子ども・若者・子育て会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見や調査審議等を行います。
- 事業の実施状況や実績等については、「東大和市子ども・若者・子育て会議」において、点検・評価し、必要に応じて改善を促された事業等については、改善に向け必要な措置を講ずるよう努めます。
- 「第2期東大和市子ども・若者計画」、「第2期東大和市子どもの貧困対策計画」に基づく対象事業等の実施状況については、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果等を踏まえ、評価を行います。
- 計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

計画の成果指標

- 「成果指標」については、次のとおり設定し、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、評価を行います。

	指標	区分	現状 (令和5年度実績)	目標値 (令和10年度末)	備考
計画全体	東大和市における子育て環境や支援への満足度（5段階評価で3以上の割合）	未就学児家庭	76.40%	増加	東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査
		就学児家庭	73.60%	増加	
	「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	中学生	72.8%	増加	
		高校生	75.7%	増加	
		若者	55.8%	増加	
	子どもの権利の中で「自分の考えを自由に言えること」が特に大切だと思う子どもの割合	中学生	65.6%	増加	
		高校生	57.8%	増加	

各事業の評価及び次年度以降の方向性について

- 第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画については、各事業の「令和7年度の計画値」と実績値を比較した結果等、どの程度達成したかについての自己評価を次の4つの数字で表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、次年度以降の方向性についても掲載しています。

- 第2期東大和市次世代育成支援行動計画については、各事業の達成目標について、令和7年度に取り組んだ結果、どの程度到達したかについての自己評価で、その結果を次の4つで表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、次年度以降の方向性についても掲載しています。

Ⅱ 令和7年度実施状況報告書

第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

令和5年4月に創設された子ども家庭庁より示された「こどもまんなか社会」や、令和6年6月に「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・幼児期の教育・保育の質・量の確保のための方策及び地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援の方策について、令和6年5月公表の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

計画の内容につきましては、子ども・子育て支援法第72条に基づき、学識経験者、公募委員（子どもの保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、審議・検討を行いました。

【参考】子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第2期東大和市次世代育成支援行動計画の概要

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法第60条第2項の基本指針に基づき策定した、市の行動計画です。

地域における子育ての支援、父母並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進などの次世代育成支援対策を実施するため、令和6年5月公表の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

【参考】子ども・子育て支援法

（基本指針）

第六十条

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

【参考】次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

Ⅱ-I 第3期東大和市子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育事業（幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育）

教育・保育の必要量は、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出します。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定の子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、1号認定と合わせて見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

量を見込む区分

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども 以下、新2号認定として1号認定と合算して表記	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育園・認定こども園での保育を希望している子ども	保育園 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育園・認定こども園等での保育を希望している子ども 以下、3号(0歳)・3号(1歳)・3号(2歳)と表記	保育園 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業については、令和6年5月公表の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査を参考に量の見込みの算出を行っています。

【教育・保育】

	事業		(認定区分)	対象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園 認定こども園 保育園	2号認定	
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

	事業	本計画における対象
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	2～12歳以下の小学生
7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	0～5歳
8	一時預かり事業（在園児対象）	3～5歳
	〃（在園児以外対象）	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0～5歳
		小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児及び小学生等
11	利用者支援事業	子育て中の親子（妊婦含む）

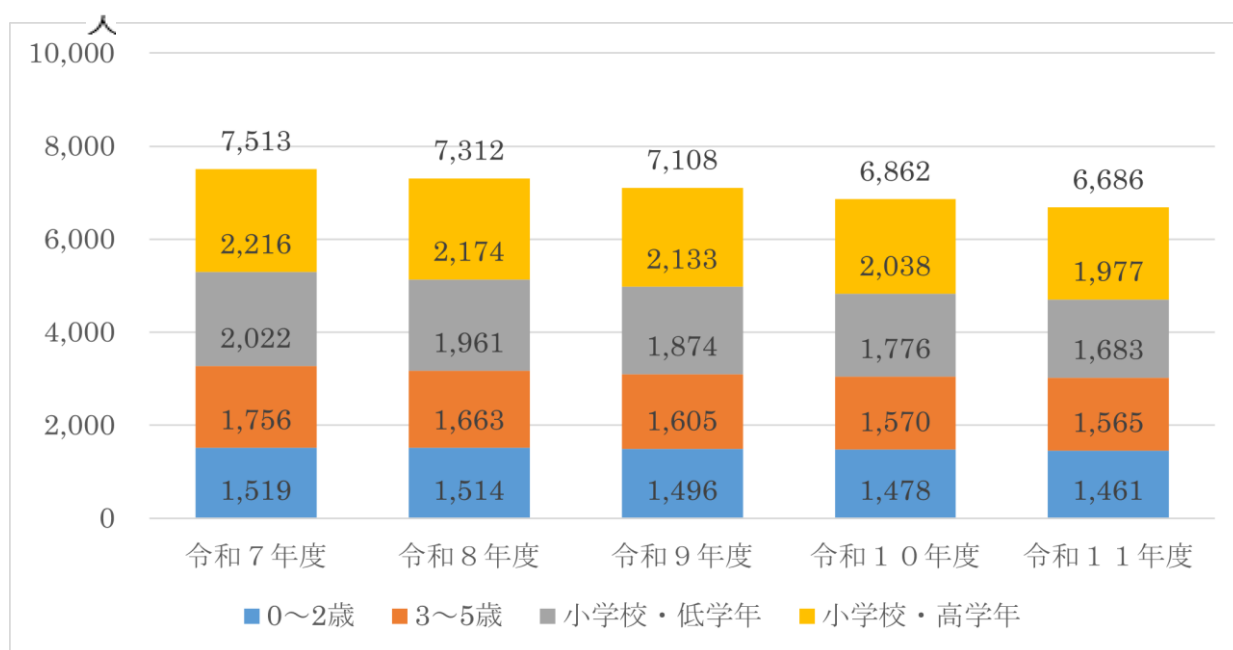
地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会運営事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」、「産後ケア事業」、「妊産婦等包括相談支援事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「乳児等通園支援事業」があります。

人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を令和元年から令和5年までの4月1日現在の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計します。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	486	480	473	469	464
1歳	520	515	509	501	497
2歳	513	519	514	508	500
3歳	557	521	526	522	516
4歳	584	557	521	526	522
5歳	615	585	558	522	527
6歳	662	621	591	564	528
7歳	678	662	621	591	564
8歳	682	678	662	621	591
9歳	760	686	682	666	625
10歳	722	759	685	681	665
11歳	734	729	766	691	687
計	7,513	7,312	7,108	6,862	6,686

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



1.教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 保育園、幼稚園等事業

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

(1) 1号認定 (3～5歳・幼児期の学校教育のみ) ・新2号認定

単位：人

			令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
			1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号	1号	新2号	
見込み量			430	80	407	77	393	73	384	72	384	71	
(計 画 供 値 量)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、 認定こども園	568		568		568		568		568		
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	575		575		575		575		575		
	合計		1,143		1,143		1,143		1,143		1,143		
	利用者数 (A)		116	54									
(実 績 供 値 量)	特定教育・ 保育施設	幼稚園 認定こども園	220										
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	575										
	合計 (B)		795										
	過不足分 (B) - (A)		625										
令和7年度の実施状況				評価		評価の理由				次年度以降の方向性			
利用者の減少により、見込み量（計画値）ほど利用者がいませんでした。提供量については、かなり余裕のある量が確保できました。				3		提供量（実績値）については、提供量（計画値）1,143人に対し795人と大幅に下回っていますが、利用者数170人に対しては、十分な数を確保することができたため。				利用者数の減少を踏まえたうえで、必要な提供量を確保するよう調整を行ってまいります。			

(2) 2号認定 (3～5歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			1,165	1,104	1,066	1,042	1,039
(計 提 供 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	1,364	1,344	1,321	1,321	1,321
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	—	—	—	—	—
	上記以外	認可外 その他	—	—	—	—	—
	合計		1,364	1,344	1,321	1,321	1,321
利用者数 (A)			1,221				
(実 績 供 給 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	1,315				
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	—	—	—	—	—
	上記以外	認可外 その他	—	—	—	—	—
	合計 (B)		1,315				
過不足分 (B) - (A)			94				
令和7年度の実施状況			評価	評価の理由			次年度以降の方向性
提供量(計画値)に対して提供量(実績値)が若干下回りましたが、見込み量・利用者数に対しては、十分な量が確保できました。			3	提供量(実績値)1,315人については、見込み量1,165人に対し150人上回っており、必要な数を確保できたため。			出生数の減少などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めていきます。

(3) 3号認定 (0歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			137	135	133	132	131
(計 画 供 値 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	137	137	137	137	137
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	15	15	15	15	15
	上記以外	認可外 その他	6	6	6	6	6
	合計		158	158	158	158	158
利用者数（A）			136				
(実 績 供 値 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	142				
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	15				
	上記以外	認可外 その他	6				
	合計（B）		163				
過不足分（B）－（A）			27				
令和7年度の実施状況			評価	評価の理由			次年度以降の方向性
提供量（計画値）に対して上回る提供量（実績値）を確保し、利用者数に対しても上回る結果となりました。			3	提供量（実績値）163人については、見込み量137人に対し26人上回っており、必要な数を確保できたため。			出生数の減少などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めています。

(4) 3号認定 (1歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			358	354	350	345	342
(計 画 供 値 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	315	315	315	315	315
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	39	39	39	39	39
	上記以外	認可外 その他	6	6	6	6	6
	合計		360	360	360	360	360
	利用者数 (A)		277				
(実 績 供 値 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	326				
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	37				
	上記以外	認可外 その他	6				
	合計 (B)		369				
	過不足分 (B) - (A)		92				
令和7年度の実施状況			評価	評価の理由			次年度以降の方向性
提供量(計画値)に対して上回る提供量(実績値)を確保し、利用者数に対しても上回る結果となりました。			3	提供量(実績値)369人については、見込み量358人に対し11人上回っており、必要な数を確保できたため。			出生数の減少などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めていきます。

(5) 3号認定 (2歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			342	346	343	339	333
(計画 提供 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	376	376	376	376	376
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	32	32	32	32	32
	上記以外	認可外 その他	6	6	6	6	6
	合計		414	414	414	414	414
利用者数 (A)			345				
(実績 提供 量)	特定教育・ 保育施設	保育園 認定こども園	381				
	特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	31				
	上記以外	認可外 その他	6				
	合計 (B)		418				
過不足分 (B) - (A)			73				
令和7年度の実施状況			評価	評価の理由			次年度以降の方向性
提供量(計画値)に対して上回る提供量(実績値)を確保し、利用者数に対しても上回る結果となりました。			3	提供量(実績値)418人については、見込み量342人に対し76人上回っており、必要な数を確保できたため。			出生数の減少などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めていきます。

2.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

※事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

1 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	197	191	187	184	182
確保方策	197	191	187	184	182
利用者数(A)	162				
確保実績(B)	162				
差異(B)-(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
令和7年度の量の見込みの計画値197人に対し、利用実績は162人となりました。	3	実績値が計画値を超えず、保育需要に対応できたため。		保育需要の増加に備え、提供体制の維持・確保に努めます。	

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、過去の利用率を総合的に勘案し必要利用人数を算出

2 放課後児童健全育成事業

(1) 学童保育所運営事業

【事業の内容】

昼間家庭において保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供する事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	876	892	901	909	914
1年生	321	312	307	303	294
2年生	270	281	281	286	291
3年生	179	189	195	195	197
4年生	73	73	79	85	88
5年生	23	25	24	25	26
6年生	10	12	15	15	18
確保方策	885	885	920	920	920
利用者数(A)	853				
1年生	316				
2年生	257				
3年生	182				
4年生	85				
5年生	12				
6年生	1				
確保実績(B)	876				
差異(B)-(A)	23				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
定員の弾力的な運用により、基準定員を超える児童数の受け入れを行いました。	3	運営基準を踏まえ、各学童保育所が定員の弾力的な運用を行い、基準定員を超える受け入れを実施したため。		引き続き学童保育所における待機児童対策を講じながら、学童保育所運営事業を行っていきます。	

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から算出した利用意向及び過去5年間分の学童保育利用率（平均利用児童／登録児童数）を総合的に勘案し必要利用人数を算出。

※利用者数(A)と確保実績(B)：各年度5月1日時点であって、民設民営の立野学童クラブを含む。

(2) 放課後子ども教室

【事業の内容】

小学校の施設を活用し、地域住民の参画を通じて、放課後の安全で安心できる居場所を子どもたちに提供する事業です。遊び、学び、スポーツ、文化体験、地域交流など、様々な体験の機会を子どもたちに提供し、心豊かで健康的な成長を促進する環境を創り出すことを目指しています。本事業は、全ての児童が対象であり、市内の全ての小学校で実施されています。

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策					
a 平日毎日活動する教室	1	2	3	3	3
b 連携型	3	3	3	3	3
c 校内交流型	3	3	3	3	3
d 計 (b+c)	6	6	6	6	6
確保実績					
a 平日毎日活動する教室	1				
b 連携型 ¹	3				
c 校内交流型 ²	3				
d 計 (b+c)	6				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
小学校の施設を活用し、地域のボランティアの参画を得ることで、子どもたちに放課後の居場所を提供しました。	3	市内のすべての小学校において、様々な体験の機会を提供することで、子どもたちの成長を促進する安定的な環境を創出することができたため。		引き続き地域のボランティアの協力を得ながら、全ての児童を対象に、成長を促進する機会を提供していきます。	

1 連携型：学童保育所及び放課後子ども教室が連携し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

2 校内交流型：「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの

3 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。児童養護施設1か所及び養育協力家庭2か所で実施しています。

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	251	295	338	378	412
確保方策	812	812	812	812	812
利用者数(A)	326				
確保実績(B)	326				
差異(B)-(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
相談等を通じて、利用が必要な子育て家庭にサービスを提供しました。令和7年度は全件が施設型の利用でした。	3	一時的に子どもの養育が困難となった場合に、いつでも利用できることが求められる事業であり、支援を必要としている家庭に対し、適切にサービスを提供できたため。		養育協力家庭及び施設型ショートステイを実施し、提供体制の維持、確保に努めます。	

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

4 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市内の民間保育園等4か所（大和南子育て支援センターぽけっと・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園・東大和どろんこ保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深め、子育てのあり方を学ぶ機会を提供します。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,445	12,404	12,257	12,109	11,970
確保方策	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900
利用者数(A)	35,456				
確保実績(B)	35,456				
差異(B)-(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
民間保育園等の子育てひろばでは、子育て中の多くのご家族にオープンデイや各種育児講座等に参加いただく事が出来ました。	3	子育てひろば委託事業は、民間保育園等の委託先4箇所において各種育児講座、子育て相談を行い地域の子育て支援拠点としての役割を果たすことができたため。 児童館6館では、育児家庭の交流や情報交換の場を創出するとともに、親子遊び等の実施により、育児のあり方を学ぶ機会を提供することができたため。		子育て家庭の交流や相談・情報提供の場として事業を実施していきます。 引き続き、民間保育園等4箇所及び児童館6館において事業を実施し、地域における子育て支援のさらなる推進に努めます。	

※量の見込みの考え方：ニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

5 一時預かり事業

(1) 幼稚園・認定こども園による一時預かり事業

【事業の内容】

仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園・認定こども園で在園児等を一時的に預かる事業で、幼稚園・認定こども園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行います。現在は、市内の幼稚園2園及び認定こども園2園で実施しています。

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,468	11,807	11,395	11,147	11,112
確保方策	12,468	11,807	11,395	11,147	11,112
利用者数(A)	10,882				
確保実績(B)	10,882				
差異(B)-(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
施設等利用給付認定児数減少の影響により、利用実績は10,882人と減少しました。	3	実績は減少したものの、需要に対して確保量を充足できたため。		「子ども・若者未来プラン」に基づき、保護者のニーズに対応するサービス提供に努めていきます。	

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

(2) 保育園等による一時預かり事業（緊急一時保育事業含む）

【事業の内容】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園等で預かる事業です。一時預かり事業は、5か所で、緊急一時保育事業は、6か所で実施しています。

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,501	3,397	3,315	3,259	3,235
確保方策	7,150	7,150	7,150	7,150	7,150
利用者数(A)	1,602				
確保実績(B)	7,150				
差異(B)-(A)	5,548				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
令和6年度と比較して利用者が増加しました。市立狭山保育園での緊急一時保育の利用者はいませんでした。	3	利用登録をオンライン化し、利用者の利便性を図ることで量の見込みに対し、十分な量を確保できたため。		引き続き、安全・安心な運営に努め、利用者支援を実施していきます。	

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

6 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業の内容】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

単位：人日※年間延べ利用児童数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	939	914	889	858	836
確保方策	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
利用者数(A)	796				
確保実績(B)	1,434				
差異(B)－(A)	638				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
令和6年度より利用者は減少しましたが、量の見込みに対する十分な量を確保できました。	3	量の見込みに対し、十分な量が確保できたため。		「子ども・若者未来プラン」にもとづき、安定的な事業運営を行う上で必要な措置を行うほか、対象となる保護者への周知を進めていきます。	

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育て支援を行うとともに、安定した事業運営を図ります。

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	636	619	602	581	566
確保方策	636	619	602	581	566
利用者数(A)	603				
確保実績(B)	636				
差異(B)－(A)	33				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
保育園等への送迎等、利用者のニーズに応じて事業を実施しました。	3	利用者のニーズに応え、必要とされるサービスを提供できたため。		引き続き、様々なニーズに対応するため、必要な支援を実施していきます。	

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

8 利用者支援事業

(1) 特定型

【事業の内容】

子どもまたはその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保実績	1				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
市役所の保育課窓口に保育コンシェルジュを2名配置し、保育に係る情報提供、相談・助言等により、子育て世帯を支援しました。	3	子育て中の保護者及び子どもや妊婦等が、そのニーズに応じた保育施設や保育事業を選択し、必要な保育事業を円滑に利用できるよう支援できたため。		引き続き、情報提供や相談助言を行い子育て世帯への支援の充実を図っていきます。	

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

(2) こども家庭センター型

【事業の内容】

令和7年度から窓口を1か所設置し、保健師等による複数体制の配置により、母子保健及び児童福祉（虐待対応を含む）の連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保実績	1				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
令和7年度から子ども家庭センターの相談窓口を1か所設置し、保健師等の複数体制配置により、母子保健及び児童福祉（虐待対応を含む）の相談支援を実施しました。	3	母子健康手帳交付時の面接をはじめ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を構築できたため。		引き続き、こども家庭センター型の相談窓口を運営し、母子保健と児童福祉が連携した切れ目のない支援体制の充実に努めていきます。	

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

9 妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊娠期を健康に送ることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう支援します。

妊婦健診は、都内の指定医療機関等において、対象となる定期健診が14回無料で受けられます。また、里帰り等により東京都外の指定医療機関等において受けた場合は、費用の一部を助成します。

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,234	9,120	8,987	8,911	8,816
確保方策	9,234	9,120	8,987	8,911	8,816
利用者数(A)	9,210				
確保実績(B)	9,210				
差異(B)－(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
妊婦健康診査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票及び妊婦超音波検査受診票を交付し、委託医療機関等で健康診査を実施しました。里帰り出産等で受診票を使用しない方には助成金を支給しました(52件)。 受診票交付数(延べ)：9,158件	3	受診票の交付や助成金の支給により、妊娠期を通じて妊婦の健康状態や胎児の発育状態を定期的に確認する機会を提供できたため。		引き続き、妊婦健康診査受診票等の交付や助成金の支給を行い、妊娠期の適切な健康管理を支援していきます。	

※量の見込みの考え方：受診対象者数(0歳人口の推計)×一人当たりの平均健診回数から算出

10 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援します。

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	486	480	473	469	464
確保方策	486	480	473	469	464
利用者数(A)	458				
確保実績(B)	458				
差異(B)－(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、市の保健師や委託した訪問指導員が家庭を訪問し、新生児の発育、生活環境、疾病予防等の相談を行いました。 訪問実人数：458人(保健師179人、委託279人)	3	全戸訪問により、乳児のいる家庭の状況を把握し、必要な相談支援や情報提供を行うことで、育児の孤立化防止につなげることができたため。		引き続き、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、訪問以降も支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携して支援を継続していきます。	

※量の見込みの考え方：前年の15歳から49歳の女性の人口に直近5年間の0歳から1歳の平均変化率を乗じて出生数を算出して量の見込みとして算出

1 1 養育支援訪問事業

【事業の内容】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対し、助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行います。

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	95	93	91	89	87
確保方策	95	95	95	95	95
利用者数(A)	42				
確保実績(B)	95				
差異(B)-(A)	53				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
対象家庭に対して訪問支援を実施しました。	3	養育支援が必要となった家庭に対し適切なサービスを提供できたため。		今後も、事業の安定的な提供に努めます。	

※量の見込みの考え方：過去年度の実績に基づいて算出。

1 2 要保護児童対策地域協議会運営事業（子ども家庭支援センター運営事業）

【事業の内容】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づく東大和市要保護児童対策地域協議会※を設置し、子ども家庭センターが調整機関となつて、関係機関と連携して虐待対応を行います。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
令和7年度年間事業計画に基づき実施しました。 ・代表者会議2回 ・実務担当者会議4回 また、個別のケースについては、適宜、チームケア会議等を開催しました。	3	対面及びオンラインでの参加を含め、代表者会議及び実務担当者会議を開催し、個別ケースについては、適宜、チームケア会議を開催することで、関係機関との情報共有、役割分担、支援方針の検討及び連携を図ることができたため。	関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知、啓発に努めます。

※要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2第1項に規定されている協議会です。

虐待を受けている子どもをはじめとする保護や支援が必要な子どもを早期発見し、適切な保護、支援を図るために、適切な連携の下でその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を協議する機関です。

1 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

令和元年5月の子ども・子育て支援法改正により「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられました。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
施設型給付を受けない私立幼稚園に通園する生活保護受給世帯の児童、年収360万円未満相当世帯の児童または所得階層に関わらず第3子以降の児童の保護者に対し、幼稚園に支払う給食費のうち副食費分について、幼稚園教育の振興と充実を目的として、補助金を交付しました。	3	実費徴収に係る補足給付費補助金の交付対象者46人に補助金を交付し、幼稚園に支払う給食費等の負担を軽減した保護者数は延べ384人になり、適切に実施できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、国等の動向を踏まえ、事業を実施していきます。

1 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者(例:保育士経験者等)を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
新規参入事業者がいなかったため、実施しませんでした。	0	事業を実施しなかったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、今後、施設整備をしていく中で、運営事業者から本事業の実施について要望等があった場合に検討していきます。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
認定こども園において、本事業を実施するための職員加配が難しかったことから、実施しませんでした。	0	事業を実施しなかったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、東京都の事業を活用し同様の対応を継続していきます。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

幼児教育・保育の無償化の対象となっていないものの、地域にとって重要な役割を果たす無認可の幼児施設を利用する保護者等へ利用料に関する支援を行う事業です。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
地域における小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動事業の利用者支援事業補助金の交付申請対象者1人に対し補助金を交付し、負担の軽減を図りました。	3	地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、制度の周知に継続的に取り組み、公正かつ適正な支援の確保に努めていきます。

15 産後ケア事業

【事業の内容】

産後ケアを必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象に、委託施設等で助産師などの専門家がケアやアドバイスなどを提供する宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられました。

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	192	233	272	313	348
宿泊型	62	72	83	94	104
デイサービス型	126	155	182	211	235
アウトリーチ型	4	6	7	8	9
確保方策	192	233	272	313	348
利用者数(A)	350				
宿泊型	89				
デイサービス型	248				
アウトリーチ型	13				
確保実績(B)	350				
差異(B)－(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
産後ケアを必要とする産婦及び乳児に対し、委託施設（市内2か所、市外2か所）で、宿泊型、通所型（デイサービス型）、訪問型（アウトリーチ型）の産後ケア事業を実施しました。	3	産後ケアを必要とする産婦や乳児に対し、複数の実施形態で必要なケアを提供でき、量の見込みを上回る利用実績があったため。		引き続き、産後ケア事業を実施し、産後の心身の不調や育児不安を抱える産婦等を支援していきます。	

16 妊産婦等包括相談支援事業

【事業の内容】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられました。

・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）

・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,458	1,440	1,419	1,407	1,392
確保方策	1,458	1,440	1,419	1,407	1,392
利用者数(A)	1,715				
確保実績(B)	1,715				
差異(B)－(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
子ども家庭センターの保健師や看護職等の専門職が面談や電話を通じて相談に応じる等の支援及び経済的支援として給付金やギフトクーポンの支給を行いました。	3	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、面談を通じて様々なニーズに即した必要な支援につなぐことができたため。		今後も、事業を継続し、妊産婦の支援を行っていきます。	

17 子育て世帯訪問支援事業

【事業の内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和4年6月の児童福祉法改正により「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられました。

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	91	89	86	84	82
確保方策	91	91	91	91	91
利用者数(A)	63				
確保実績(B)	91				
差異(B)-(A)	28				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
対象家庭に対して訪問支援を行いました。	3	訪問支援が必要となった方に対し、適切なサービスの提供を行うことができたため。		今後も、事業の安定的な提供に努めます。	

18 児童育成支援拠点事業

【事業の内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和4年6月の児童福祉法改正により「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられました。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
事業実施を検討するため、地域資源の開拓等を行いました。	2	事業実施のための情報収集等を行うことが出来たため。	地域資源の開拓等を行い、研究していきます。

19 親子関係形成支援事業

【事業の内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和4年6月の児童福祉法改正により「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられました。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
事業実施に向けて準備を行いました。	2	予算化には至らなかったが、地域資源の開拓等を行ったため。	事業実施に向けて、研究等を行っていきます。

20 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業の内容】

保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子どもを、保護者の就労要件に関わらず保育施設等で預かり、集団生活の機会を通じて子どもの成長を促すとともに、在宅で子育てをする保護者の孤立感や不安感の軽減、解消を図る事業です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、令和7年度に代用計画を策定しました。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	11	11	11	11
0歳児	3	3	3	3	3
1歳児	4	4	4	4	4
2歳児	4	4	4	4	4
確保方策	0	11	11	11	11
利用者数(A)	0				
0歳児	0				
1歳児	0				
2歳児	0				
確保実績(B)	0				
差異(B)-(A)	0				
令和7年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
令和8年度から全国での本格実施に伴い、令和7年度中に4施設を認可しました。	0	未実施のため		令和8年4月以降、順次事業を開始します。	

3.教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

【事業の内容】

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設です。市では、2つの私立の就学前施設が認定こども園に移行しており、利用者の利便性の向上を図っています。今後、幼稚園から認定こども園への移行については、保育ニーズを的確に把握しながら検討・判断していきます。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
利用実績よりも提供量が上回っていることから、認定こども園への移行については現段階では不要と判断しました。	3	保育の利用実績及び提供量を踏まえ適切に判断できたため。	幼稚園から認定こども園への移行については、保育ニーズを的確に把握しながら検討・判断していきます。

(2) 質の高い教育・保育の提供に向けた取組

【事業の内容】

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っています。

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。市では、質の高い教育・保育を提供するために、指導監査を実施するとともに、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命・不適切保育等の研修を行い、その専門性の向上を図ってきました。

今後も、継続して、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
令和7年度は、食物アレルギー研修、乳幼児救急救命講習、不審者対策研修、包括連携協定を活用した事業研修(就学前施設職員のためのコンプライアンス研修)を実施しました。	3	例年実施している研修の他、包括連携協定を活用した事業研修(危険予知関係)を実施し、教育・保育の質の向上に資することができたため。	幼稚園や保育施設等が抱えている問題や時代に即したテーマでの研修を行うなど、更なる質の向上に努めていきます。

(3) 小学校教育と円滑な接続連携

【事業の内容】

子どもたちの乳幼児期における経験は多種多様です。異なる環境で過ごした子どもたちが、就学前の教育・保育施設等に就園し、その後小学校に円滑に就学するために、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が重要となります。

就学前の教育・保育施設等と小学校の円滑な連携を推進するため、「幼保小の架け橋プログラム」を研究するとともに、小学校就学にむけての情報交換等の連携に関わる取組を行ってまいります。

また、小学校就学に配慮が必要な子どもたちに対し、引き続き、臨床心理士や特別支援教育士による巡回相談を実施する等、支援のさらなる充実等にむけて、関係機関の連携強化を図ります。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
教育指導課による配慮が必要な子どもの巡回指導や保育園より保育所児童保育要録を小学校に送付する等の依頼を行い、連携を図りました。	3	配慮が必要な子どもの巡回指導や保育園より、小学校に情報提供等を行い、着実に連携が図れたため。	引き続き、連携を図っていきます。

4.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【事業の内容】

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から開始されました。

子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園、保育園等の保育料が無償化されたほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

市では、この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、今後も、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、分かりやすく制度の概要をまとめたパンフレットを配布しました。	3	新入園児の保護者等、初めて子育てのための施設等利用給付を利用する場合においても、パンフレットは理解の向上に資するものとなり、公正かつ適正な支給の確保につながったため。	「子ども・若者未来プラン」に基づき、制度の周知を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めていきます。

5.基本指針に基づく任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【事業の内容】

保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、必要に応じ教育・保育施設、地域型保育事業を整備に努めます。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
保育園、幼稚園等事業において、保護者が入園を希望する時期に円滑に利用できるよう、提供量の確保に努めました。	3	1号認定、2号・新2号認定及び3号認定において、十分な提供量を確保できたため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、休業中の保護者に対して情報提供を行い、円滑な職場復帰を支援するとともに、必要に応じ教育・保育施設、地域型保育事業の整備に努めていきます。

【事業の内容】

次世代育成支援対策推進法が令和6年5月に改正され、令和17年3月までの時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけていることから、市では、特定事業主行動計画を推進します。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、「特定事業主行動計画（第5期）」を策定した。	3	次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、「特定事業主行動計画（第5期）」を策定し、周知したため。	「特定事業主行動計画（第5期）」に基づき、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進していきます。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

（1）児童虐待防止の充実

【事業の内容】

- ・発生予防から早期発見、早期対応に努めます。
- ・子どもの安全確保及び支援に努めます。
- ・保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- ・福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
子どもと子育て家庭への総合相談支援のほか、児童虐待防止に向けた広報・普及啓発や関係機関への情報提供、要保護児童対策地域協議会の運営等の取組を実施しました。	3	様々な取組を通じて、児童虐待の防止等を図ることができたため。また、適宜、チームケア会議等、関係機関との連携による児童虐待対応により、重篤な虐待事案を発生させないよう相談支援に努めたため。	相談支援及び子育て支援サービスの実施、関係機関との連携、広報による普及啓発等により、児童虐待防止の充実に努めます。

（２）母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

【事業の内容】

生活支援策、就業支援策、養育費の確保方策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
ひとり親家庭の総合的な相談による自立支援を行いました。 ・生活一般、経済的支援等相談件数 624件 ・児童扶養手当受給者数 663人（年度末における対象者数・全部停止者128人を含む）	3	事業利用を推進するため、周知方法や内容を見直し、必要に応じて、関係機関等と連携し、ひとり親家庭の生活の安定と向上に努めることができたため。	引き続き、相談支援の継続及び各事業の広報等により、事業の利用の推進に努めます。

（３）障害児施策の充実等

【事業の内容】

障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、関係機関と連携し、福祉、保健・医療、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。

令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
当事者及び保護者の相談に応じ、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の適切な支給決定を実施しました。また、障害児を介護している方への相談支援や交流会としてケアラー支援事業を実施しました。 乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学及び児童精神医学の立場から、発達に重点をおいた健診を実施しました。 実施回数 27回 延受診者数 118人	3	当事者及び保護者（介護者）の相談支援や支給決定を適切に実施できたため。 身近な区市町村で発達健診を実施することにより、保護者の心理的・物理的負担をなくし、適切にフォローできたため。	関係機関と必要に応じて連携し、適切な相談対応及び支給決定を継続します。 今後も、障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、関係機関と連携し、福祉・保健・医療・教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施していきます。

Ⅱ-Ⅱ 第2期東大和市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針に基づく次世代育成支援対策に係る市町村行動計画です。

地域における子育ての支援、父母並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進などの次世代育成支援対策を実施するため、令和6年5月公表の東大和市子ども・若者・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

【参考】次世代育成支援対策推進法
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

基本目標 1 子どもの誕生前から青年期まで切れ目なく支援します

子ども・若者の幸せな将来の実現に向け、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から保護者及び子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、子育ては、子どもの誕生前から青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて切れ目なく支え、社会全体で子ども、若者、子育て当事者を総合的に支援します。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-1-3 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査 産婦健康診査	子ども家庭センター	妊娠期を健康に送ることができるよう、適切な妊娠期の健康管理を支援する事業です。	妊婦健康診査：受診票交付数（延べ）9,158件、 受診者数7,536人 妊婦歯科健康診査：対象者数482人、受診者数171人 産婦健康診査：対象者数407人、受診者数64人	3	妊娠期から産後にかけて、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査及び産婦健康診査を委託医療機関等で実施し、母体及び胎児の健康状態を定期的に確認できたため。	引き続き、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査及び産婦健康診査を委託医療機関等で実施し、妊娠期から産後にかけての母子の健康管理を支援していきます。
1-1-6 乳幼児健康診査 乳幼児歯科保健	子ども家庭センター	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査（身体計測・医師の診察・相談等）を行い、必要に応じて経過観察健康診査を行う事業です。	3～4か月児健康診査：受診者数416人（受診率92.0%） 乳児健康診査（6～7か月児・9～10か月児）：受診者数428人（94.7%）・438人（96.9%） 1歳6か月児健康診査：受診者数482人（93.4%） 3歳児健康診査：受診者数510人（91.4%） 5歳児健康診査：受診者数550人（81.6%） 乳幼児歯科保健：0歳からのむし歯予防教室2回33人、1歳からの歯みがき教室6回66人、幼児歯科健康診査32回256人、歯科予防処置32回88人	3	各月齢に応じた健康診査及び乳幼児歯科保健事業を委託医療機関及び保健センターで実施し、乳幼児の健康状態の確認や疾病等の早期発見に取り組めたため。	引き続き、各種乳幼児健康診査及び乳幼児歯科保健事業を実施し、乳幼児の健やかな成長を支援していきます。
1-1-7 乳幼児発達健康診査	子ども家庭センター	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で発育・発達の確認を保護者を行い、適切な支援を行います。	乳幼児発達健康診査：実施回数27回、延べ受診者数118人	3	一般健康診査の結果、発達状況の確認等が必要とされた乳幼児を対象に、保健センターで適切に健康診査を実施できたため。	引き続き、乳幼児発達健康診査を実施し、発育・発達の確認と適切な支援を行っていきます。
1-1-8 休日急患診療所運営 祝日等歯科応急診療	健康推進課	【休日急患診療所】 休日の小児初期救急診療を行い、休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報を提供する事業です。 【祝日等歯科応急診療】 祝日・年末年始等に歯科応急診療を実施する事業です。	【休日急患診療所】 休日・夜間等に開設している小児医療機関の診療案内サービスや小児救急電話相談の情報を市報等で随時提供しました。 患者数：916人（うち、小児患者294人） 【祝日等歯科応急診療】 祝日や年末年始に歯科応急診療を実施する医療機関情報を市報等で随時提供しました。 患者数：111人（うち、小児患者10人）	3	【休日急患診療所】 休日における救急診療に加え、感染症流行期において、新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスの抗原定性検査を行ったほか、小児医療機関に関する問合せに対して情報提供を適切に行えたため。 【祝日等歯科応急診療】 祝日や年末年始における歯科応急処置を行ったため。	【休日急患診療所】 休日、祝日及び年末年始における小児救急診療を滞りなく実施し、電話相談に対して適切に情報提供を行っていきます。 【祝日等歯科応急診療】 祝日や年末年始における歯科応急診療を滞りなく実施していきます。
1-1-9 両親学級	子ども家庭センター	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなどの支援を行う事業です。	両親学級：6回（延べ18日）開催、参加実人数131人（延べ321人） 父親の育児参加を促すため第3回は土曜日に、育児不安の解消や孤立防止のため第4回は出産後に開催しました。	3	妊婦とそのパートナーに対し、妊娠中の健康管理や出産、育児等に関する講義・グループワークを複数回実施し、参加者を支援できたため。	引き続き、両親学級を開催し、妊婦等が安心して出産・育児に臨めるよう支援していきます。
1-1-10 乳幼児栄養教室 親子料理教室 食育推進教室	子ども家庭センター	妊娠期を安心して過ごし、出産できるよう、妊娠届出時に保健師等が面接相談し、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、支援が必要な場合には早期から支援を開始する事業です。	離乳食講習会（初期）：8回開催、参加者138人、 （中後期）：6回開催、参加者81人 幼児食講習会：3回開催、参加者28人 親子料理教室：2回開催、参加者35人 食育推進教室：2回開催、参加者28人	3	乳幼児期の食事や栄養に関する知識の普及、学童期の食生活を通じて健康づくり、食育の推進について、それぞれ複数回教室を開催し実施できたため。	引き続き、乳幼児栄養教室、親子料理教室及び食育推進教室を開催し、子どもの発達段階に応じた食に関する知識の普及に取り組んでいきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-1-11 予防接種 予防接種費用助成	子ども家庭センター	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の発生及びまん延を防ぐため、法令に基づき予防接種を行い、出産に伴う里帰り等で事前に申請した市外での定期予防接種の費用や小児インフルエンザの任意予防接種の費用等について、限度額の範囲内で助成を行う事業です。	【予防接種】 定期予防接種A類実施件数 12,704件 任意予防接種実施件数 4,887件 【予防接種費用助成】 定期予防接種助成件数（市外接種） 113件	3	予防接種について対象者に通知等で普及啓発を行い、高水準の接種率を達成できたため。	引き続き、接種率の高水準を達成するため、通知により普及啓発を行っていきます。
1-1-12 不妊検査等助成	子ども家庭センター	不妊検査、不育症検査及び不妊治療を受ける方に対して、不妊・不育症要因の早期発見、治療への早期着手、および医療費の経済的負担軽減を図るため、東京都が実施している不妊検査費等助成制度、不育症検査助成制度または特定不妊治療費助成制度に加え、治療費の一部を助成する事業です。	不妊検査等医療費助成：19件 不育症検査医療費助成：0件 特定不妊（先進医療）治療医療費助成：7件	3	不妊検査、不育症検査及び不妊治療を受ける方に対し、治療費の一部助成を実施し、経済的負担の軽減を図ることができたため。	引き続き、不妊検査等助成事業を実施し、不妊・不育症要因の早期発見及び治療への早期着手を支援していきます。
1-1-13 子育て応援アプリ	子ども家庭センター	子育て支援情報の掲載や予防接種の管理、お子さんの身長・体重を入力することで成長グラフが一目でわかる機能をもつ「東大和市子育て応援アプリ」を配信し、子育ての支援を行います。	累積登録件数：357件 アクセス件数：202,065件 配信情報：行政情報、子育て情報等 機能：カレンダー、子どもの成長記録、予防接種管理	3	子育て支援に役立つ情報の配信や成長記録・予防接種管理等の機能を有するアプリを運用し、多くのアクセスを得られ、子育て支援に活用できたため。	引き続き、子育て応援アプリを配信し、子育て家庭が必要な情報を得やすい環境の充実に努めていきます。
1-1-14 乳幼児医療費助成	子育て支援課	未就学の子どものを養育している保護者に対し、健康保険適用後の医療費の自己負担分を助成する事業です。	乳幼児を養育している家庭に対し、医療費を助成し、経済的支援の充実を図りました。 3月末時点の対象乳幼児数は、3,681人でした。	3	法令等に基づいた適切な事務処理を実施できたため。	引き続き法令等に基づき適切に助成します。
1-2-3 子育て相談・専門相談	子ども家庭センター	子どもと家庭に関する相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指す事業です。 福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	子どもと家庭に関する相談、心理相談等を実施しました。 【子どもと家庭に関する相談】 新規相談件数 261件 延相談件数 19,455件 【心理相談】 実人数 53人 延人数 223人	3	広報等で積極的な周知等を図るとともに、必要な相談支援及び関係機関との連携することができたため。	引き続き、子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談等により、切れ目のない支援を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会の機能を活用することで、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援を行います。
1-2-4 育児相談（すこやか広場・育児学級） 心理相談	子ども家庭センター	乳幼児期の健康・栄養・発育発達・病気などについて保健師等に気軽に相談を行って、知識を習得していただくとともに、育児の仲間づくりの場を提供します。 また、未熟児、多胎児などの保護者に対し、専門的な情報提供や助言を行い、育児不安を解消し、交流の場を提供する事業です。	＜すこやか広場＞ 身体計測12回開催、参加人数279人 さくらんぼの会（多胎）6回開催、参加人数12人 イルカの会（高齢初産）6回開催、参加人数40人 かんがるーの会（未熟児）8回開催、参加人数20人 育児学級：8回開催、参加人数28人 心理相談（各種健康診査時の個別相談）：1歳6か月児健康診査100人、3歳児健康診査108人、5歳児健康診査130人（計338人）	3	乳幼児期の保護者を対象に、身体計測や育児相談、グループ活動等の交流の場や、心理相談による専門的な支援を提供できたため。	引き続き、育児相談や心理相談を実施し、育児不安の解消や仲間づくりの場を提供していきます。
1-2-6 母子保健栄養相談	子ども家庭センター	子どもの健やかな成長発達に必要な、食事や親子の関わり・遊び・生活リズム・むし歯予防などの生活習慣について、必要な知識の普及や情報提供を行う事業です。 また、妊産婦や育児中の保護者に対して、育児不安を解消し、安心して子どもの成長・発達に応じた子育てが行えるよう保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談を行う事業です。	電話・窓口相談：延べ798件（保健793件、歯科5件） 栄養相談（窓口・電話・訪問）：56件 各種健康診査時の栄養個別相談：3～4か月児健診16人、1歳6か月児健診117人、3歳児健診59人、5歳児健診38人（計230人）	3	妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師・栄養士等が電話・窓口相談や各種健康診査時の個別相談を通じて、子どもの成長・発達に応じた栄養等に関する知識の普及や相談支援を実施できたため。	引き続き、電話・窓口相談や各種健康診査時の個別相談を実施し、妊産婦や育児中の保護者の育児不安の解消に努めていきます。
1-2-8 未熟児訪問指導	子ども家庭センター	体重が2,500グラム未満の赤ちゃんを出産した方に対し、必要に応じて、保健師等専門職が家庭を訪問して相談を受ける事業です。	未熟児訪問指導：保健師35人、助産師1人	3	体重2,500グラム未満の乳児を出産した家庭に対し、保健師等が訪問し、発育や生活環境、疾病予防等の相談に適切に対応できたため。	引き続き、未熟児を出産した家庭への訪問指導を実施し、養育上の不安の軽減に努めていきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-2-20 東大和市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	保育課	幼児教育・保育の無償化の対象となっていないものの、地域にとって重要な役割を果たす無認可の幼児施設を利用する保護者等へ利用料に関する支援を行う事業です。	地域における小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動事業の利用者支援事業補助金の交付申請対象者1人に対し補助金を交付し、負担の軽減を図りました。	3	地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ったため。	「子ども・若者未来プラン」にもとづき、制度の周知に継続的に取り組み、公正かつ適正な支援の確保に努めていきます。
1-2-23 赤ちゃん・ふらっと	子育て支援課	乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替え等ができる設備を、公共施設や民間施設内に設置する事業です。	庁内に設置している赤ちゃん・ふらっとについては、清掃を定期的実施し備品の確認を行うなど、子どもを連れた方が安心して利用できるよう整備に努めました。 また、搾乳としても赤ちゃん・ふらっとが利用できることを周知するために、市内の公共施設・民間事業所内の赤ちゃん・ふらっとにステッカーを掲示する等の周知啓発を行いました。	3	公共施設の赤ちゃん・ふらっとを快適に利用できるよう維持管理に努め、市内事業所に啓発できたため。	引き続き、公共施設の赤ちゃん・ふらっとを快適に利用できるよう維持管理に努めるとともに、市内事業所に啓発していきます。
1-3-1 幼保小連携の推進	教育指導課	小学校において、生活科を中心に、入学当初の指導の工夫や指導計画の作成を行い、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	小学校教育との円滑な連携を目的に、就学支援シートをはじめとする就学前情報を活用し、学校での指導計画策定等に役立てました。	3	就学支援シートを利用して、児童の実態を把握し、必要に応じて支援レベルを検討する等、保護者との支援や配慮について話し合いを実施できたため。	就学支援シート等の就学前機関からの支援内容を引き継ぐ方法を継続し、就学前機関から小学校教育との円滑な接続を図ります。
1-3-2 就学支援シート	教育指導課	就学前の小学校新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を活用した就学前機関と小学校、保護者の相互連携を図ります。	就学支援シート回収数 158部 (新1年生総数 698人)	3	提出された就学支援シートに基づき、児童の実態把握や適切な支援を実施できたため。	ホームページに就学支援シートの様式等を掲載するなど、就学支援シートの更なる活用について周知を継続し、就学前機関と小学校、保護者等の連携推進を図ります。
1-3-3 就学相談	教育指導課	市内小・中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、就学相談の申し込みがあった心身に障害がある者、その他の教育上の特別な支援が必要な者（要支援児童等）に対して、就学相談を行い、就学等の支援を行います。	就学支援委員会開催回数 31回 相談者数 159人	3	書面による判定会議やオンラインでの判定会議の実施、就学相談のオンラインでの申込受付の実施など、適切な就学支援委員会の運営維持に努めたため。	引き続き、支援を必要とする児童・生徒の可能性を最大限伸長できる就学等の支援を図ります。
1-4-1 公民館事業（保育付講座）	生涯学習課	中央公民館等で保育付講座を実施し、乳幼児のいる保護者に学習の場を提供する事業です。	地域の子育て連携が深まるよう、保育室のある3館の公民館で保育付講座を実施しました。 ・保育付講座 【中央】 回数 8回 延べ参加者数 71人 期間 5月8日（木）～6月19日（木） 回数 8回 延べ参加者数 57人 期間 1月23日（金）～3月13日（金） 【南街】 回数 8回 延べ参加者数 57人 期間 1月21日（水）～3月18日（水） 【上北台】 回数 10回 延べ参加者数 95人 期間 1月15日（木）～3月19日（木）	3	グループワークの時間を多く持つことができ、参加者同士で悩みを共有し合い、親睦を深めることができたため。	引き続き、公民館や保育室の利用促進・活動の場の提供ができるように、子育て世代にニーズのあるテーマで保育付講座を実施していきます。
1-4-2 親子の環境教室（施設見学会）	環境対策課	小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施し、環境問題に対する意識の啓発を行う事業です。	環境啓発の一環として、小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を4市（東大和市、武蔵村山市、東村山市、清瀬市）合同で開催しました。 場所：埼玉県環境科学国際センター 参加者数：27人	3	募集定員人数まで参加者が集まり、「水生生物カードゲームで深める川の環境学習」等の現地団体プログラムにより、親子が楽しみながら、川を中心とした環境について学ぶ機会を創出できたため。	募集方法や、見学場所など参加者アンケートを基に検討し、更なる事業効果の向上を図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-5-1 図書館によるお話し会 出前お話し会	中央図書館	図書館全館において対象年齢ごとに、おはなし会やわらべうたを実施するほか、小学校等の読書週間等に小学校等に出向き、おはなし会やブックトーク等を実施する事業です。	おはなし会 ・中央図書館 4歳以上 22回 小1以上 23回 ・桜が丘図書館 3歳以上 12回 4歳～中学生 23回 ・清原図書館 4歳～中学生 25回 わらべうたのおはなし会(3歳以下の乳幼児と保護者) ・桜が丘図書館 21回 ・清原図書館 19回 赤ちゃんおはなし会(0～2歳前後の乳幼児と保護者) ・中央図書館 11回 出前おはなし会 2校・1園	3	図書館の工事休館中についても、公民館等の部屋を利用し、ボランティアの協力を得ながら、定期的を実施することができたため。	今後も、おはなし会やわらべうた、ブックトーク等を実施し、子ども達に物語や本に親しむ機会を増やしていきます。
1-5-2 郷土博物館による授業の受入れ・講師派遣・出張授業	生涯学習課	学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習のお手伝いします。郷土博物館の各専門分野の職員が授業に参画することで、児童・生徒に対して、より魅力ある学習の機会を提供します。	学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習を手伝いました。 授業の受入れ・協力：105件 その他、資料の貸出、学校からの依頼に応じて教員への助言を行い、授業協力を行いました。	3	学校教育との連携は当博物館の活動の特長であり、学校からも効果的な学習ができているとの評価を得ることができたため。	今後も継続して、子どもの知的好奇心を刺激しつつ、楽しく・わかる・授業を目指して協力していきます。
1-5-3 自然観察会・星空観察会等の開催 プラネタリウム幼児投影・学習投影・一般投影等の実施	生涯学習課	自然、天文について実物を観察し、楽しみながら知的好奇心を高める事業です。 プラネタリウム投影では、年齢に応じて幼児投影、学習投影、家族で楽しめる一般投影等を実施します。	年齢に応じた、プラネタリウム投影を実施しました。 学習投影：31団体2,189人 幼児投影：39団体1,596人	3	市内外の小・中学校、幼稚園、保育園からの利用があったため。	引き続き、理科の授業でも教えにくいと言われる天文分野について、効果的な学習を目指していきます。
1-5-4 小学生・中学生の広島派遣事業	市民生活課	平和学習及び広島派遣事業や平和市民のつどいを通じ、若い世代の平和意識の高揚を図るための事業です。	東大和市・東村山市の小・中学生20人が、地域の戦争・平和学習として、旧日立航空機株式会社変電所や東村山ふるさと歴史館等を見学し、身近な地域が戦争の脅威にさらされていたことを学習しました。また、広島派遣事業として、被爆者体験講話の聴講や平和記念式典への参列等、広島市内で平和学習を実施しました。 事業を通して勉強し、分かったことや気づいたこと、そこから感じたこと、思ったこと等を東大和市にて開催した平和市民のつどい及び東村山市にて開催した平和のつどいにて報告しました。	3	参加者アンケートにおいて、全員が事業に「満足している」と回答したことから、参加者の平和意識の高揚を図ることができたため。	参加者アンケートにおいて、全員から「満足している」と回答をいただけるよう、引き続きより良い実施方法を検討します。
1-5-5 中央図書館見学会	中央図書館	小学3年生及び保育園・幼稚園年長児を対象に中央図書館見学会を実施し(保育園・幼稚園児童には、清原図書館でも実施)、お話し会を楽しんだり、図書館の利用方法を学び、館内案内や本を各自で借りる体験等を通して、本に親しむ機会を提供する事業です。	市立図書館見学会 ・中央図書館 小学3年生 10校25クラス 保育園・幼稚園 12園 ・清原図書館 保育園・幼稚園 4園	3	市内小学校全校の3年生による中央図書館見学会、及び市内保育園・幼稚園の年長クラスの見学会等も実施でき、児童が図書館利用を学び、本に親しむ機会を提供できたため。	今後も児童が本や図書館に親しむ機会を提供していきます。
1-5-6 公民館5館合同「夏休み☆みんなでつくる遊空間」	生涯学習課	子どもを対象とした講座を開催し、子どもたちが様々な体験ができる機会や交流の場を設ける事業です。	夏休み中の青少年の居場所として、子どもたちが様々な体験をしたり、幅広い年代の方と交流する機会を提供しました。 開催回数：41回 延参加者数：1,015人(参加者657人、スタッフ215人、自習コーナー143人) 期間：7月22日(火)～8月22日(金)	3	子どもたちの様々な体験機会、幅広い年代の方と交流する機会を提供できたため。	引き続きボランティアの方々の協力をいただきながら、子どもたちが安心して楽しい夏休みを過ごせるよう事業を実施していきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-5-7 夏！体験ボランティア	市民生活課	小学生、中学生、高校生を対象としたボランティアを体験する事業です。	ボランティア・市民活動の推進を図るため、東大和市社会福祉協議会と連携し、市民の福祉増進に寄与することを支援しました。	3	東大和市社会福祉協議会と連携し、利用促進及び活動の充実に努めることができたため。	引き続き、東大和市社会福祉協議会が実施するボランティア活動を体験する事業を通じて、市民の福祉増進に寄与することを支援します。
1-5-8 国際理解教育の推進	教育指導課	市内全中学校の生徒を対象とした外国人講師とのマンツーマンオンライン英会話レッスンや、市内全小学校の第5学年の児童を対象としたTGG（Tokyo Global Gateway）での体験型英語学習を通して、国際的視野に立って、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度の育成を図ります。	・オンライン英会話年間レッスン回数：10,315回 ・オンライン英会話年間スピーキングテスト回数：5,280回 ・全小学校第五学年の児童を対象に、TGG（体験型英語学習施設）での体験的な英語学習を実施しました。	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	各種事業の実施を通じて、引き続き、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度の育成を図ります。
1-6-2 児童館事業	青少年課	子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う事業です。	子どもを対象とした事業を多く実施しました。	3	子どもたちを対象とした諸事業を、滞りなく数多く実施できたため。	様々な工夫を凝らし児童館事業を実施することにより、利用者がより楽しく過ごせる場の提供を行います。
1-6-3 ランドセル来館	青少年課	保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供している事業です。	保護者の適切な監護を受けられない小学生を対象として、放課後の居場所および生活の場を提供しました。 令和7年度 ランドセル来館延べ利用者数 ならはし児童館（四小内ランドセル来館含む）14,024人 かみきただい児童館 3,443人 むこうはら児童館 8,884人 なんがい児童館（二小内ランドセル来館含む）5,732人 きよはら児童館 5,024人 さくらがおか児童館 5,571人	3	放課後および学校の長期休業期間において、多数の児童を受け入れ、安全かつ充実した居場所の提供を安定的に継続できたため。	引き続き、多くの児童を受け入れ、安全で楽しい居場所の提供を行います。 なお、学童保育所の待機児童の状況等を鑑み、事業のあり方について引き続き検討を行っていきます。
1-6-4 放課後子ども教室	青少年課	小学校の施設を活用し、地域住民の参画を通じて、放課後の安全で安心できる居場所を子どもたちに提供する事業です。	放課後スタッフの高齢化やPTA解散の影響があるなか、新たなスタッフを募集し、全校で開催しました。 ・延べ実施日数 677日（全校延べ） ・延べ参加者数 23,471人	3	全校で開催することができ、開催日数、放課後子ども教室参加児童数がほぼ例年どおりであったため。	放課後スタッフの確保に努めるとともに、学童保育所との連携を図り、より充実した放課後子ども教室を実施していきます。
1-6-5 放課後等デイサービス	障害福祉課	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせ適切に支給決定を行いました。 実利用人数 218人	3	適切な相談対応及び支給決定を実施できたため。	適切な相談対応及び支給決定を継続します。
1-6-7 図書館自習室事業	中央図書館	中学生から大学生及び進学希望の方を対象に、中央図書館のレファレンス室の一部を自習のための場所として開放する事業です。	レファレンス室の自習席利用 393人	2	令和7年6月から12月まで空調及び照明設備等更新工事のためレファレンス室は閉室していたが、工事期間外は自習のための場所を開放できたため。	今後も、レファレンス室の一部を自習のための場所として開放し、落ち着いた環境の中での学習利用の確保をしていきます。
1-7-1 食育推進事業	教育総務課	児童・生徒の食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用し食育を推進する事業です。	児童・生徒の食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育推進事業を以下のとおり実施しました。 ・学校での栄養士の講話 84回 ・学校給食センターでの社会科見学・生活科見学の受入れ 13回 ・公式動画チャンネルに動画を掲載 1回	3	希望のあった学校には積極的に食育を実施し、令和6年度の58回を大幅に上回ったため。	六小配置の栄養教諭と連携を取り、積極的に学校での食育を推進します。
1-7-5 若年層健康診査	健康推進課	市民の健康の保持・増進と疫病の早期発見及び予防のために、20歳～39歳の方を対象とした健康診査を実施する事業です。	東大和市・小平市・武蔵村山市の指定医療機関で若年層健康診査を実施しました。 受診者数：281人	3	学校や職場で健康診査を受診する機会のない方にも、受診の機会を設けることができたため。	対象年齢を18歳～39歳へ変更し、引き続き、学校や職場で受診する機会のない方が健康診査を受けられるよう事業を実施していきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-7-6 薬物乱用防止の普及啓発	健康推進課	薬物乱用防止東大和地区推進協議会が行う、青少年に薬物を乱用させない啓発事業の取組を支援する事業です。	市内小・中学校、環境市民の集い及び東大和市福祉祭において、啓発活動を行いました。 小中学校等での講演会：9回 中学生による薬物乱用防止ポスター及び標語募集応募点数：ポスター22点、標語258点、合計280点	3	各行事における啓発活動及び学校等での講演会を行うなど、薬物乱用防止の啓発活動を実施したため。	今後も引き続き青少年に薬物を乱用させないための啓発活動をポスターや標語募集、講演会等を通して実施していきます。
1-7-7 消費者啓発事業	市民生活課	消費意識の向上と消費者被害防止を目的に、市民の意識啓発を図る事業です。	小学校6年生及び中学校3年生の生徒に対し、消費者啓発冊子を配布しました。	3	若年層に向けた消費知識の周知のために、従来からある市報等の手段に限らず、情報発信を工夫して実施できたため。	消費者被害の対象が若年層にも広がっているため、引き続き若年層向けの啓発を図ります。
1-7-8 二十歳の成人式	青少年課	二十歳の門出を祝うとともに、それぞれの自主性を尊重し、また、大人としての自覚を促す機会となる場を提供するための事業です。	式典を開催し、557人が出席しました。式典後の二十歳の成人式実行委員会による催し物では、恩師からのビデオメッセージの上映と、手紙の読み上げ、景品が当たる抽選会を実施しました。	3	式典を開催することができ、式典後の催し物についても、二十歳の成人式実行委員会にて企画を検討し、実施することができたため。	例年通り二十歳の成人式実行委員会による催し物を予定しているが、学業や仕事のある委員の負担も鑑み、その自主性を尊重しつつ、そのあり方について検討を進めていきます。
1-7-9 青年ビートクラブ	生涯学習課	障害の有無に関わらず、若者同士が交流レクリエーション、音楽活動などし、ともに学びあう事業です。	市内の障がいのある方の交流及び市民との交流を図る場や学びの機会を提供しました。 開催回数：16回 延参加者数：465人 期間：5月10日（土）～3月7日（土）	3	市内の障がいのある方の交流及び市民との交流を図る場や学びの機会を設けることができたため。	今後も、障がいのある方と市民の交流及び学びの機会を設けらる場として実施を継続していきます。
1-7-10 オータムフェスティバル	生涯学習課	若者の日頃の音楽活動等の成果を発表するためのイベントで、出演者がスタッフを兼ね、若者とともに作り上げています。	音楽を主とするグループに対し日頃の活動成果を発表する場を提供しました。 期間：11月2日（日）～11月3日（月） 場所：中央公民館ホール及びピロティ 出演者数：111人 一般参加者数：1,755人	3	日頃の活動成果を発表する場の提供、相互の交流を図る機会として、出演者及び観客に対して公民館に親しんでもらうといったことについて、効果があったため。	今後も新たな出演者を増やししながら、幅広い活動の発表の場として継続していきます。
1-7-11 社会を明るくする運動（更生保護）	地域福祉課	法務省の主催で、更生保護について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を実施する事業です。	①落ち葉掃きボランティアに参加し、啓発活動を実施しました。 ②駅頭で啓発物品を配布し、PR活動を行いました。 ③中学校区ごとにミニ集会を実施しました。 ④青少年の更生に関する相談会を実施しました。 ⑤東やまと産業まつりで、啓発活動を実施しました。	3	計画期間を通して、推進委員と協力しながら、活動を継続できたため。	①7月の社明強調月間にて、市役所市民ロビーでパネル展示啓発物品の配布を行います。 ②駅頭や商業施設において啓発物品を配布し、PR活動を行います。 ③多くの方が集まる東やまと産業まつりで啓発活動を行います。また、青少年の更生に関する相談ブースを設置します。
1-7-12 青少年対策事業	青少年課	市内の小中学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10地区）の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	「東やまとの青少年」発行のため、東やまとの青少年編集委員会を実施しました。また、合同の視察研修を実施しました。	3	「東やまとの青少年第49号」の発行及び合同視察研修の開催が行うことができたため。	引き続き各地区への助成等を行い、より青少年健全育成に繋がる行事等の支援をします。
1-7-13 義務教育就学児医療費助成 高校生等医療費助成	子育て支援課	18歳の年度末までの子どもを養育している保護者に対し、健康保険適用後の医療費の自己負担分を助成する事業です。	義務教育就学児及び高校生年代の子を養育している家庭に対し、医療費を助成し、経済的支援の充実を図りました。 3月末時点の対象義務教育就学児数は、6,256人、対象高校生年代児童数2,306人でした。	3	法令等に基づいた適切な事務処理を実施できたため。	引き続き法令等に基づき適切に助成します。
1-8-1 さわやか教育相談室	教育指導課	子どもの健全な発育に資することを目的として、児童・生徒の教育上の諸問題に関して個別の相談を行います。	さわやか教育相談員（心理相談員）を3人配置しました。 ・年間相談受付件数：137件	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	児童・生徒の教育上の諸問題における相談体制の維持・充実に努めます。
1-8-2 サポートルーム	教育指導課	不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導を行います。各学校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所として校内サポートルームを設置して、学習面などにおいて児童・生徒の個別の支援を行います。	・サポートルーム入室児童・生徒数：20人	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対し、学習の補充と生活の力を身に付け、学校復帰及び社会的自立を支援します。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-8-3 スクールカウンセラーの配置	教育指導課	市内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置して、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図ります。	市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置しました。 ・年間相談受付件数：8,816件	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	いじめや不登校等の未然防止、改善等のため、学校内の教育相談体制の維持・充実に努めます。
1-8-4 スクールソーシャルワーカーの配置	教育指導課	問題を抱える児童・生徒の状況を把握し、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけ、関係機関との連携などに学校を支援します。また、いじめに関する電話相談を行います。	スクールソーシャルワーカーを3人配置しました。 ・年間相談受付件数：208件	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	不登校及び不登校傾向である児童・生徒の支援の充実及び教育相談体制の維持・充実に努めます。
1-8-5 子ども支援員派遣事業	教育指導課	通常の学級で、特別な教育的支援を必要とする児童の精神面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童に対して子ども支援員を派遣し、諸問題の解決を図ります。	子ども支援員派遣人数／回数 21人／1,274回	3	学校からの派遣要請に基づき、継続的に子ども支援員を配置することができ、対象児童に対し円滑に支援できたため。	都補助事業を活用し、段階的に子ども支援員の派遣回数等について拡充を図り、加えて、各校の特別支援教育コーディネーター等と連携し、対象児童・生徒の課題解決に係る支援に努めます。
1-8-6 学習支援員の配置	教育指導課	小学校の通常の学級において、児童が落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるよう、教室内で支援を必要とする児童の支援や担任教員の補助を行います。	・学習支援員配置人数：18人	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	学習支援員の配置を通じ、学習環境の維持・充実に努めます。
1-8-7 青少年問題協議会	青少年課	東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。	若者育成支援強調月間伴う啓発活動、東大和市善行青少年の表彰を実施しました。	3	子ども・若者育成支援強調月間では、啓発活動を実施し、東大和市善行青少年の表彰を実施したため。	令和8年3月31日をもって、本協議会は廃止としました。
1-8-8 学力・指導力向上推進	教育指導課	小・中学校において協力指導員（ティーム・ティチャー）や習熟度に応じた少人数指導における学習指導員の配置、地域と連携した地域未来塾（放課後等補習教室）の実施等の取組により、学力向上を図ります。	・ティームティーチャー配置人数：13人	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	協力支援員の配置を通じ、学力向上を図ります。
1-8-9 第七小学校・第九小学校統合新校建設	教育総務課	第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向けて、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想に基づき、新校舎および仮校舎を建設します。 事業にあたっては、基本構想を効果的かつ効率的に実現するとともに、民間事業者のノウハウや創造力を活かした、より魅力のある施設の整備、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減効果が期待できる設計・施工一括発注方式で実施します。	第七小学校・第九小学校統合新校建設については、2回目のプロポーザルが不調となりました。 今後の進め方を検討した結果、公共施設再配置計画において改めて検討することとなりました。	1	第七小学校・第九小学校統合新校については、建設事業を進めることができなかったが、公共施設再配置計画の策定に向けて検討を行ったため。	公共施設再配置計画の策定に向けて、引き続き検討を進めます。

基本目標 2 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立を支えます

未来を担う子ども・若者の成長と自立を支えるため、子ども・若者の権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援するとともに、子ども・若者の意見表明の機会を創出し、聴取した意見の施策への反映に努めます。

児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した一体的な施策に取り組みます。

また、障害のある方、ヤングケアラー、ひきこもりの状態にある方等、配慮や支援が必要な子どもや家庭を対象に、関係機関等と連携を図りながら、継続的・包括的に支援します。

さらに、経済的困難を抱える等、貧困状態にある子どもや子育て家庭に対しては、相談支援や学習支援など自立につながる支援を推進します。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-2-4 就学援助事業	教育総務課	公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者（東大和市在住）で、経済的な困難を抱えている場合に教育費の一部を援助する事業です。	学用品費等（定額）、新入学学用品費（定額）、給食費、修学旅行費、移動教室費（宿泊を伴うもの）、通学費（該当者のみ）、卒業アルバム・記念文集費（上限15,000円）、等を支給しました。	3	児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、対象者への支援を実施することができたため。	国の予算単価、生活保護基準に合わせ対応し、児童・生徒が適切な教育が受けられるよう事業実施に努めます。
2-3-1 乳幼児発達健康診査 乳幼児経過観察発達相談	子ども家庭センター	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で子どもの障害を早期に発見し、適切な支援を行います。	乳幼児発達健康診査：実施回数27回、延べ受診者数118人 乳幼児経過観察健康診査：実施回数12回、延べ受診者数155人	3	一般健康診査の結果、発達状況の確認や経過観察が必要とされた乳幼児を対象に、保健センターで適切に健康診査を実施できたため。	引き続き、乳幼児発達健康診査及び乳幼児経過観察健康診査を実施し、発育・発達の確認と適切な支援を行っていきます。
2-3-2 児童発達支援センター事業	障害福祉課	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供するとともに、地域における中核的な支援機関として、専門的な知識・技術に基づく支援を行います。	専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他必要な援助を行いました。	3	児童発達支援を提供し、相談、専門的な助言その他必要な援助を提供できたため。	児童発達支援を提供し、相談、専門的な助言その他必要な援助の提供を継続します。
2-3-3 障害児相談支援事業	障害福祉課	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス等利用計画を作成する事業です。なお、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	当事者及び保護者の相談に応じ、円滑にサービス利用できるよう適切に支給決定を行いました。 実利用件数 延988件	3	適切な相談対応及び支給決定を実施したため。	引き続き、適切な相談対応及び支給決定を実施します。
2-3-4 巡回相談	教育指導課	臨床心理士や特別支援教育士の資格をもった心理相談員が、小・中学校及び幼稚園・保育園を訪問し、特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒に対して行動観察を行うとともに、教員や保護者へ指導の内容及び方法について助言や相談を行います。	巡回指導員・巡回相談員による巡回相談件数 1045件	3	巡回指導員や巡回相談員が情報収集や丁寧な行動観察による助言や相談を実施し、本人及び家庭への支援の気づきに繋げ、また、幼稚園・保育施設等就学前機関と連携を取りながら必要な支援を継続して実施できたため。	支援を必要とする児童・生徒への巡回相談を継続し、専門的見地により教員をはじめとする関係者や保護者への助言や相談等の支援を実施していきます。
2-3-5 放課後等デイサービス（再掲）	障害福祉課	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。	1-6-5の再掲	3	—	—
2-3-6 発達障害者（児）支援連絡会	障害福祉課	発達障害者支援連絡会を通して、市内関係機関と情報連携を行い、相談支援の充実を図ります。	障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築を目指し、令和7年度は2回連絡会を開催しました。	3	連絡会を開催し、発達障害について知識を深めることができ、関係機関と情報交換や課題の共有を図ることができた。また、発達障害のみならず支援を要する方の増加に伴い、連絡会のあり方について検討していくことが必要なため。	定期的な連絡会の実施は終了とし、今後は必要時に、実施していきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-3-7 基幹相談支援センター (はーとふる・ウェルカム)	障害福祉課	20歳～39歳の方を対象に基幹相談支援センターを通じ、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施する業務です。	市、はーとふる及びウェルカムを、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」と位置づけ、拠点事業の運営を進めました。	3	適切な相談対応を実施できたため。	引き続き法令等に基づき適切に事業を継続します。
2-3-8 児童育成手当	子育て支援課	18歳の年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭等や20歳未満の一定の障害がある児童を養育している家庭に対し、児童育成手当を支給する事業です。	該当の家庭に対し児童育成手当を支給し、児童の福祉の増進を図りました。 3月分の受給者数は、786人でした。	3	法令等に基づいた適切な事務処理を実施できたため。	引き続き法令等に基づき適切に支給します。
2-3-9 心身障害児福祉手当	障害福祉課	20歳未満の障害のある児童を養育している方に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る事業です。	該当の家庭に対し心身障害児福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図りました。 12月期分の受給者数は、258人でした。	3	支給対象児童に対し、適切に手当の支給をすることができたため。	適切に手当の支給が行えるよう、課内で連携を取りながら、事業を継続します。
2-4-1 児童虐待対応	子ども家庭センター	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する相談、子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行う事業です。 市民等から虐待の通告があった場合、原則48時間以内に児童の安否確認を行います。 ケースに応じ、福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら支援します。	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する相談等を実施しました。 【児童虐待】 新規相談件数 159件 延相談件数 11,685件 また、個別ケースの相談支援に関わるチームケア会議を開催しました。 【チームケア会議】 開催回数 32回	3	各関係機関との連携等により、重篤な事案の発生はなく、関係機関と密に連携したため。	関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止に向けた取り組みを行います。
2-5-1 ひきこもり支援推進事業	地域福祉課	ひきこもりなど生きづらさを抱える本人（原則15歳以上）またはその家族等を対象に、相談窓口を業務委託により実施しています。また、当事者・経験者のための居場所「One'sふれいす」を開催しています。	①市役所2階の相談窓口にて相談を受け付けました。 ②当事者・経験者のための居場所「One'sふれいす」を月2回開催しました。 ③他市区との広域連携事業として、ひきこもりUX女子会を7月に開催しました。 ④ひきこもりへの理解を広めるため、2月に講演会を実施しました。	3	相談窓口を開設し、定期的に相談を受け付けることができ、また、継続的に居場所「One'sふれいす」、ひきこもりUX女子会、講演会を開催することができたため。	市役所2階に設置した相談窓口をより相談のしやすい窓口とするため、社会福祉協議会内へ移転します。 居場所「One'sふれいす」、ひきこもりUX女子会、講演会を引き続き開催していきます。
2-6-1 情報教育の推進	教育指導課	1人1台端末の整備やICT支援員の配置などを行い、学校教育の一層のICT化を図ります。	ICT支援員を配置するとともに、令和7年9月に1人1台端末の更新を行いました。	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	引き続き、学校教育のICT化を推進します。

基本目標 3 地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組みます

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境をつくるため、家庭と地域が連携し、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。
また、ひとり親家庭への相談支援や自立を促進するための支援等、ひとり親家庭等とその子どもが安心して地域で暮らすことができる環境づくりに取り組みます。
さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、保護者及び子ども・若者が安心して過ごせるまちづくりに取り組みます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
3-1-2 青少年対策事業（再掲）	青少年課	市内の小中学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10地区）の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	1-7-12の再掲	3	—	—
3-1-3 部活動地域移行の推進	教育指導課	子どもたちのスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保するため、学校と地域が協働・融合した活動環境整備等を段階的に推進します。	スポーツ協会やスポーツ推進、文化協会等と部活動地域連携・地域移行に向けた協議会等を実施しました。	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	部活動地域連携・地域移行を推進していくため、スポーツ協会や文化協会等と連携を図っていきます。
3-1-4 学校と地域の連携等推進事業	教育指導課	コミュニティ・スクールの充実、地域人材の活用支援等により、地域と一体となって子どもの成長を支える体制構築を図る事業です。	市内全校にコミュニティスクールを整備するとともに、「コミュニティスクールに関する理解促進に関するリーフレット」を作成し、市公式ホームページで公表しました。	3	年間を通じて事業を適切に実施できたため。	学校運営協議会に関する理解の促進及び会議の充実を通して、地域とともにある学校に向けた取組の推進を進めます。
3-1-5 青少年問題協議会（再掲）	青少年課	東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。	1-8-7の再掲	3	—	—
3-1-6 通学路等学校安全対策（見守り等）	教育総務課	学校安全ボランティアを依頼し、登下校時において、交通整理をしながら、児童・生徒の見守り活動を行う事業です。	保護者、学校、警察、市道路管理者、教育委員会の5者による通学路合同点検を実施しました。また、スクールガードの方が一事故に対する保険の加入等を行い、スクールガードに対するサポートを行いました。	3	通学路において、対策が必要な場所に対し、対応することができ、スクールガードに適切なサポートを行うことができたため。	スクールガードの担い手不足が深刻化していることから、子どもたちの安全を守る環境を地域全体で作りあげていくため、スクールガードの活動を広く周知するとともに、担い手の募集等に努めます。
3-2-8 休日・年末保育事業	保育課	施設が閉園していない休日や年末に、在園児を対象に保育を行う事業です。	休日保育：395人（延べ人数） 年末保育：6人（延べ人数）	3	申し込みに応じた保育需要に対応できたため。	保育需要の増加に備え、提供体制の維持・確保に努めます。
3-2-10 ランドセル来館（再掲）	青少年課	保護者の適切な監護を受けられない小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供している事業です。	1-6-3の再掲	3	—	—
3-2-11 保育士確保支援事業	保育課	保育士支援確保のために、集団面接会や宿舍借り上げ支援等の補助等を行う事業です。	集団面接会：2回開催 保育士宿舍借り上げ補助金：補助対象者68人	3	保育士の確保や適切な補助等を実施しました。	国や東京都、各自治体の動向を注視し、適切な補助等を行うよう努めます。
3-2-12 男女共同参画推進事業	市民生活課	市民および事業者の男女共同参画への理解を深めるため、広報・啓発活動や相談業務を推進する事業です。	男女共同参画に関するパネル展を開催する等、広報・啓発活動を実施しました。 また、「女性のための法律相談」及び「女性のための悩みごと相談」を月1回実施しました。 「女性のための悩みごと相談」については、定員枠を増加し、男性の相談も可能とすることで、相談業務の充実にも努めました。	2	「女性のための悩みごと相談」について、定員枠を増加し、男性の相談も可能とすることで、関係機関に繋げるきっかけを創出することができたが、男性相談の実績は0件で、周知方法に課題があったため。	引き続き、「第三次東大和市男女共同参画推進計画」に基づき、広報・啓発活動及び相談業務の推進に努めます。
3-4-1 通学路防犯カメラ設置・維持管理	教育総務課	通学路における子どもの安全確保、犯罪抑止に寄与するため、防犯カメラを設置し、維持管理する事業です。	市内小学校10校の通学路に、防犯カメラを合計70台設置しています。業務委託による保守点検を行い、適切な維持管理に努めました。	3	防犯カメラの保守点検を通じて、適切な維持管理に努めることができ、登下校時の子どもたちの安全確保や犯罪抑止に寄与することができたため。	次年度以降についても、通学路等に設置した防犯カメラ70台の適切な維持管理に努め、引き続き登下校時の子どもの安全確保や犯罪抑止に努めます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和7年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
3-4-3 青色回転灯パトロールカー巡回	防災安全課	子どもたちの安全を確保するため、小・中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施する事業です。	毎週月曜日から金曜日までの5日間、午後1時15分から6時15分まで、警視庁の運転許可証を取得した職員が市内全域を廻り、子どもの見守り及び不審者等の警戒を行いました。	3	青色回転灯パトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心に防犯パトロールを実施し、子育てを行う安全、安心な環境の実現に寄与できたと考えるため。	地域の見守りを実施するため、引き続き、青色回転灯パトロールカー巡回を行います。
3-4-4 安全安心情報送信サービス	防災安全課	不審者出没情報や災害に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで迅速に送信する事業です。	犯罪情報などを電子メール配信サービスの「安全安心情報送信サービス」の登録者に送付しました。 送付件数：59件	3	犯罪情報などの情報提供があった際に迅速にメールにより情報提供を行い、子育てを行う安全、安心な環境の実現に寄与できたと考えるため。	迅速に犯罪情報などの情報提供を行うため、引き続き、安全安心情報送信サービスを行います。
3-4-5 公園・緑地・こども広場管理	都市基盤課	子どもの遊び場及び市民の憩いの場として、公園を整備し管理運営していく事業です。	公園及びこども広場において遊具の更新を実施し、子どもが安全に遊べる環境の確保を図りました。 また、「東大和市公園等再整備・管理運営方針～パーク・グラデーションの実現に向けて～」を策定し、今後の公園及びこども広場の方向性を決定しました。	3	公園及びこども広場における遊具の更新を実施し、安全に遊べる環境の確保に一定の成果を上げることができたため。	引き続き、公園及びこども広場において、子どもたちが安心して利用できる環境整備を推進します。 また、方針を受けての計画策定を予定しており、今後の再整備・管理運営に向けた具体的な施策を検討します。
3-4-6 交通安全施設管理	都市基盤課	通学路等における児童・生徒の安全確保のため、警察等と連携し、通学路標識等の施設改善対策を実施する事業です。	道路反射鏡補修 3基 区画線補修 5,069.73m (72路線) カラー舗装補修 グリーンベルト以外 66.26㎡ (8路線)、グリーンベルト 10.4m (1路線) その他の補修等 25件 道路反射鏡の清掃 1,307基	3	市道の定期的な点検をはじめ、通学路合同点検、その他市民等からの要望により、市道の道路附属物等の交通安全施設を補修するなど適正な維持管理に努めるとともに、警察と連携し、事故発生状況に応じた安全対策を実施できたため。	市道の定期的な点検をはじめ、通学路合同点検、その他市民等からの要望により、市道の道路附属物等の交通安全施設を補修するなど適正な維持管理を推進します。

東大和市子ども・若者未来プラン
(令和7年度実施状況報告書)

令和8年9月

発行 東大和市子ども未来部子育て支援課
〒207-8585
東大和市中心3丁目930番地
電 話:042-563-2111(代表)
FAX:042-563-5928